

令和5年3月17日(金)午前9時00分から和木町役場議事堂において、第1回和木町議会定例会を再開する。

○出席議員(10名)

1番	津島宏保	
2番	栗本詠子	
3番	嘉屋富公	
5番	上田丈二	
6番	中村充子	
7番	上岡富士夫	
8番	小林秀嘉	
9番	森脇明美	
10番	灰岡裕美	副議長
11番	兼本信昌	議長

○説明のため出席した者

町長	米本正明	
副町長	田中雅彦	
企画総務課長	渡邊良平	
税務課長	松井敏浩	
住民サービス課長	鳥枝靖	
都市建設課長	山下純二	
保健福祉課長	坂本啓三	
教育長	重岡良典	教育委員会
事務局長	森本康正	〃

○会議に従事した職員

事務局長	吉岡司
書記	松島久子

- 開 会 9時00分
- 議 長 おはようございます。定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。
- 議 長 日程第1 議案第1号 令和4年度和木町一般会計補正予算(第7号)
これを議題とします。
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)
- 議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。
- 議 長 議案第1号 令和4年度和木町一般会計補正予算(第7号)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 全員挙手。
- 議 長 したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。
- 議 長 日程第2 議案第2号 令和4年度和木町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
これを議題とします。
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)
- 議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

議 長 議案第2号 令和4年度和木町国民健康保険特別会計補正予算について(第2号)、失礼しました(第2号)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第3 議案第3号 令和4年度和木町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

これを議題とします。

本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

議 長 議案第3号 令和4年度和木町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4 議案第4号 令和4年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)

これを議題とします。

本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

議 長 議案第4号 令和4年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5 議案第5号 令和4年度和木町介護保険特別会計補正予算(第3号)
これを議題とします。
本案に対する討論を許します。討論はありますか。

(「なし」の声あり。)

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

議 長 議案第5号 令和4年度和木町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

- 議 長 日程第6 議案第6号 令和4年度和木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
これを議題とします。
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)
- 議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。
- 議 長 議案第6号 令和4年度和木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 全員挙手。
- 議 長 したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。
- 議 長 日程第7 議案第7号 和木町個人情報保護法施行条例
これを議題とします。
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)
- 議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。
- 議 長 議案第7号 和木町個人情報保護法施行条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 全員挙手。

- 議長 したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。
- 議長 日程第8 議案第8号 和木町情報公開・個人情報保護審査会条例
これを議題とします。
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)
- 議長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。
- 議長 議案第8号 和木町情報公開・個人情報保護審査会条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議長 全員挙手。
- 議長 したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。
- 議長 日程第9 議案第9号 和木町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
これを議題とします。
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)
- 議長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

令和5年第1回(3月)定例会

議 長 議案第9号 和木町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第10 議案第10号 和木町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例これを議題とします。
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

議 長 議案第10号 和木町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第11 議案第11号 和木町石油貯蔵施設立地対策等交付金基金条例これを議題とします。
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

議 長 議案第11号 和木町石油貯蔵施設立地対策等交付金基金条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第12 議案第12号 和木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

これを議題とします。

本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

議 長 議案第12号 和木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第13 議案第13号 和木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

これを議題とします。

本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

議 長 議案第13号 和木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第14 議案第14号 和木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

これを議題とします。

本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

議 長 議案第14号 和木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第15 議案第15号 和木町国民健康保険条例の一部を改正する条例

これを議題とします。

本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

議 長 議案第15号 和木町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第16 議案第16号 和木町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
これを議題とします。
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

議 長 議案第16号 和木町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第17 議案第17号 和木町簡易水道条例の一部を改正する条例
これを議題とします。
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

議 長 議案第17号 和木町簡易水道条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

- 議 長 全員挙手。
- 議 長 したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。
- 議 長 日程第18 議案第18号 和木町公共下水道大竹圧送幹線の建設工事委託に関する協定の一部を変更することについて
これを議題とします。
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)
- 議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。
- 議 長 議案第18号 和木町公共下水道大竹圧送幹線の建設工事委託に関する協定の一部を変更することについて、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 全員挙手。
- 議 長 したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。
- 議 長 日程第19 議案第19号 令和5年度和木町一般会計予算
日程第20 議案第20号 令和5年度和木町国民健康保険特別会計予算
日程第21 議案第21号 令和5年度和木町簡易水道事業特別会計予算

令和5年第1回(3月)定例会

日程第22 議案第22号 令和5年度和木町公共下水道事業特別会計予算

日程第23 議案第23号 令和5年度和木町介護保険特別会計予算

日程第24 議案第24号 令和5年度和木町後期高齢者医療特別会計予算

以上6議案については予算特別委員会に審査を付託しておりますので、結果を予算特別委員会委員長から報告願います。

議長 上田丈二君。

上田議員 それではご報告いたします。

令和5年度予算特別委員会は、議長を除く9名の議員の構成により、3月10日、14日の2日間で開催し、付託された令和5年度和木町一般会計予算案並びに、令和5年度和木町国民健康保険特別会計予算案など5つの特別会計予算案について、町長、副町長、教育長及び各担当課長等の出席を求め慎重に審査を行いました。一般会計予算案につきましては、対前年度比10%増額の41億6131万9千円が計上され、特別会計を含めた予算総額は58億7,504万円です。7.5%の増額になっています。歳入は、町民税、地方交付税等の減少により、財政調整基金を切り崩し4億5,800万円を繰り入れ金として充当した予算となっています。公債費につきましては、昨年のピークを過ぎ、4億8,930万円と減少傾向になり、山を越した感があります。令和4年度に米空母艦載機部隊配備特別交付金の金額が決定し、令和5年度にコミュニティセンター外壁改修工事、中学校体育館の改修工事、関ヶ浜自動滅菌装置取替事業等への事業が設定されております。また、子育て支援をはじめとした福祉施策として「和木町出産祝金支援事業」の第一子支援金増額、新型コロナウイルスの分類変更に対する新型コロナウイルス

令和5年第1回(3月)定例会

クチン体制確保事業等の事業が設定されています。

さらに来年度は町制施行50周年を迎えますので、町制施行50周年記念事業、また、地方統一選挙の年でもあり、町議会議員選挙の公営負担金388万円が計上されました。

総括質問として、歳入の町民税の減少理由について問い、また歳出については、普通建設事業の膨らみについて、町の予算経過の説明を求めました。全体として、財政計画・事業計画を検証し、対応され、第5次総合計画に基づいた予算措置となっています。予算特別委員会では、各委員により細部にわたり質問や意見が出され、慎重な審議がなされました。

予算の執行においては、安全・安心で活気ある町づくりに対する事業効果の向上に向け、職員の英知を結集して行政運営に努められるよう申し入れました。

以上、慎重に審査した結果、議案第19号 令和5年度和木町一般会計予算と議案第20号から24号の国民健康保険特別会計予算、簡易水道事業特別会計予算、公共下水道事業特別会計予算、介護保険特別会計予算、後期高齢者医療特別会計予算、以上、一般会計予算案と5つの特別会計予算案は、全会一致で原案の通り、可決すべきものと決しましたのでご報告申し上げます。

令和5年3月17日

予算特別委員会 委員長 上田丈二

以上で、報告を終わります。

議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 質疑がないようですので質疑を終結します。

議長 これより議案ごとに討論、採決を行います。

- 議 長 議案第19号 令和5年度和木町一般会計予算
これを議題とします。
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)
- 議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。
本案の委員長報告は可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 もう一度お願いします。
- 議 長 全員挙手。
- 議 長 したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。
- 議 長 議案第20号 令和5年度和木町国民健康保険特別会計予算
これを議題とします。
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)
- 議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。
本案の委員長報告は可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第21号 令和5年度和木町簡易水道事業特別会計
予算

これを議題とします。

本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採
決に入ります。

本案の委員長報告は可決です。委員長報告のとおり可決す
ることに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第21号は原案のとおり可決されまし
た。

議 長 議案第22号 令和5年度和木町公共下水道事業特別会
計予算

これを議題とします。

本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採
決に入ります。

本案の委員長報告は可決です。委員長報告のとおり可決す
ることに賛成の方の挙手を求めます。

- 議長 全員挙手。
- 議長 したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。
- 議長 議案第23号 令和5年度和木町介護保険特別会計予算
これを議題とします。
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)
- 議長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。
本案の委員長報告は可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議長 全員挙手。
- 議長 したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。
- 議長 議案第24号 令和5年度和木町後期高齢者医療特別会計予算について
これを議題とします。
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)
- 議長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。
本案の委員長報告は可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

- 議 長 全員挙手。
- 議 長 したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。
- 議 長 日程第25 議案第25号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
これを議題とします。
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)
- 議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。
議案第25号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 全員挙手。
- 議 長 したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。
- 議 長 日程第26 議案第26号 山口県市町総合事務組合の財産処分について
これを議題とします。
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

議長 議案第26号 山口県市町総合事務組合の財産処分について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 全員挙手。

議長 したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第27 発議第1号 和木町議会の個人情報保護に関する条例

これを議題とします。

提出者の説明を求めます。

栗本詠子君。

栗本議員 発議第1号 和木町議会の個人情報保護に関する条例の制定についてご説明いたします。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、令和5年4月1日から、地方公共団体の執行機関に直接適用される個人情報保護法の規定が、地方議会は国会や裁判所と同様にその独立性を確保するという考え方から、同法の適用対象外とされました。

よって、地方議会における個人情報の取扱いは、法形式や規律の内容も含め、その自立的な対応に委ねられることとされました。

このため、和木町議会では、町議会における個人情報の保護に関する規定を明確にし、適正な運営を図るため、新たに条例を制定する必要があるとあり、この条例案を提出するものです。条例の主な内容として、対象の個人情報は、議会事務局の職員が職務上作成又は取得したものとし、必要な範囲を超

令和5年第1回(3月)定例会

えて保有してはならない保有の制限、本人の同意がある場合などを除き、利用目的以外の利用・提供の制限を設けております。また、開示請求に係る手続き、開示決定等の期限を定めるとともに、開示請求者本人の生命や財産を害するおそれがあるもの等、開示しないこととする「不開示情報」を規定しております。なお、開示請求に係る手数料は、無料とします。また、開示・訂正等に係る決定、開示請求等に係る不作為について審査請求があった場合や、個人情報の適切な取扱いを確保するため専門的な意見を聴く必要がある場合は、和木町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができることとしております。

最後に、議会事務局の職員等が本条例に反した場合の罰則規定を定めております。

条例の施行日は、令和5年4月1日です。

なお、発議第1号の賛成者として、森脇議員、小林議員、上岡議員、灰岡議員、中村議員、上田議員、嘉屋議員、津島議員の賛成を得て提出しております。

以上、発議第1号の説明を終わります。

議長 本案に対する、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 討論がないようですので、討論を終結し、採決に入ります。

- 議 長 発議第1号 和木町議会の個人情報の保護に関する条例
について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求
めます。
- 議 長 全員挙手。
- 議 長 したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。
- 議 長 日程第28 議員の派遣について
これを議題とします。
- 議 長 おはかりします。
議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣
することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
- (「なし」の声あり。)
- 議 長 異議なしと認めます。
- 議 長 したがって、議員の派遣については、お手元に配りました
とおり派遣することに決定しました。
- 議 長 日程第29 特定事件の付託
各常任委員会及び議会運営委員会には、お手元に配布して
おりますとおり、次の定例会まで引き続き特定事件の調査研
究を付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。
- (「異議なし」の声あり。)
- 議 長 異議なしと認めます。

令和5年第1回(3月)定例会

議 長 したがって、各常任委員会及び議会運営委員会には、次の定例会まで特定事件の調査研究を付託することに決定いたしました。

議 長 最後に1件ご報告いたします。
森本教育委員会事務局長がこの3月をもちまして定年を迎えられます。長い間町行政へのご尽力大変お疲れさまでございました。
また議会へのご協力も併せて感謝申し上げます。
お疲れ様でございました。

議 長 以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

議 長 おはかりいたします。
これで、令和5年第1回和木町議会定例会を閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長 異議なしと認めます。

議 長 これをもちまして、令和5年第1回和木町議会定例会を閉会いたします。
お疲れさまでございました。

閉 会 9 時 3 8 分